

ルフェヌロン(Lufenuron)

(別紙1)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農業取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請及びインポートトレランス制度に基づく基準設定の要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	ベンゾイルフェニル尿素系殺虫剤 昆虫表皮の主成分であるキチン質の合成を阻害し、幼虫の脱皮阻害を引き起こすことで殺虫作用を示すと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	適用拡大申請:大豆、レタス、ブロッコリー等/ハスモンヨトウ、オオタバコガ等 インポートトレランス申請:とうがらし/タバコガ										
我が国の登録状況	だいこん、ねぎ、トマト、かんきつ類等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 EUにおいてレタス、キャベツ等に、オーストラリアにおいて鶏卵、乳等に、ニュージーランドにおいてりんご、なし等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.0014 mg/kg 体重/day 〔設定根拠〕1年間 慢性毒性試験(イヌ・混餌) 無毒性量 1.42 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:ルフェヌロン(親化合物)のみ										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="398 1013 996 1204"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>28.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>59.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>25.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>29.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI:理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	28.8	幼小児(1~6歳)	59.4	妊婦	25.6	高齢者(65歳以上)	29.9
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	28.8										
幼小児(1~6歳)	59.4										
妊婦	25.6										
高齢者(65歳以上)	29.9										
意見聴取の状況	平成22年3月30日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名 ルフェヌロン

農産物名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ppm	
米(玄米をいう)		0.02				
小麦 大麦 ライ麦		0.02 0.02 0.02				
とうもろこし そば その他の穀類	0.05	0.05 0.02 0.02		0.05	EU	【<0.02(n=2) (EUとうもろこし)】
大豆 小豆類 えんどう そらまめ らつかせい その他の豆類	0.05	0.02 0.02 0.02 0.02 0.02	申			<0.005,0.012
ばれいしよ さといも類(やつがしらを含む)		0.02 0.02				
かんしよ やまいも(長いもをいう) こんにやくいも その他のいも類	0.02	0.05 0.02 0.02 0.02	○			<0.005,<0.005/ <0.005(#),<0.005(#)
てんさい さとうきび	0.2	0.2 0.02	○			0.016,<0.005/ 0.006,<0.005
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.02	0.05	○			<0.005(#),<0.005(#)/ <0.005,<0.005
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉 かぶ類の根 かぶ類の葉 西洋わさび クレソン	3	3 0.02 0.02 0.02	○			<0.005(#),<0.005(#)/ 0.52,1.28(\$)
はくさい	1	1	○			0.122,0.480/ 0.018,0.356
キャベツ	0.7	1	○			0.088,0.216(\$)/ 0.008,0.122
芽キャベツ ケール こまつな きょうな チンゲンサイ カリフラワー ブロッコリー その他のあぶらな科野菜	0.5	1 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02		0.5	EU	【<0.02(n=1) (EU芽キャベツ)】
ごぼう サルシフィー アーティチョーク チコリ エンダイブ しゅんぎく		0.02 0.02 0.02 0.02 0.02				
レタス その他のきく科野菜	1	0.02 0.02	申			0.356,0.066/ 0.470,0.418

農産物名	基準値 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
たまねぎ		0.02				0.991,0.252/ 0.672,0.174(葉ねぎ) 0.326,0.098/ 0.416,0.142(根深ねぎ)
ねぎ(リーキを含む) にんにく	2	3 0.02	○			
にら アスパラガス わけぎ その他のゆり科野菜	1	0.02 0.02 3 0.02	○			0.38(\$), <0.05
にんじん パースニップ パセリ セロリ みつば その他のせり科野菜		0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02				
トマト	0.5	0.5	○			0.119(\$),0.143(\$)/ 0.083,0.056/ 0.096,0.098(トマト) 0.14,0.14(ミニトマト)
ピーマン	1	1	○			0.270(\$),0.385(\$)/ 0.174(\$),0.432(\$)/ 0.152,0.206
なす	0.5	0.5	○			0.110(\$),0.046(\$)/ 0.102(\$),0.071(\$), 0.062,0.048
その他のなす科野菜	0.5	0.02	IT	0.5	韓国	{0.12(n=1) (韓国とうがらし)}
きゅうり(ガーキンを含む) かぼちや(スカッシュを含む) しろりり すいか	0.3	0.02 0.02 0.02 0.02	申			0.098(\$),0.128(\$)/ 0.045,0.066/ 0.047,0.068
メロン類果実 まくわり その他のうり科野菜		0.02 0.02 0.02				
ほうれんそう たけのこ オクラ しよが 未成熟えんどう 未成熟いんげん えだまめ	3	0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02	申			1.21(\$),0.400
マッシュルーム しいたけ その他のきのこ類 その他の野菜		0.02 0.02 0.02 0.02				

農産物名	基準値 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
みかん なつみかんの果実全体	0.02 0.3	0.3 0.3	○ ○			<0.005,<0.005/ <0.005,<0.005(果肉) 0.054,0.034
レモン	0.3	0.3	○	1	EU	{0.13-0.23(n=3) (EUレモン)} (かぼす参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.3	0.3	○	1	EU	{0.05-0.21(n=15) (EUオレンジ)} (かぼす参照)
グレープフルーツ	0.3	0.3	○			(かぼす参照)
ライム	0.3	0.3	○			(かぼす参照)
その他のかんきつ類果実	0.3	0.3	○	1	EU	0.06(ゆず), 0.10(かぼす) {0.16-0.28(n=5) (EUMاندراリン)}
りんご	0.7	1	○			0.202,0.302/ 0.136,0.26
日本なし	0.5	0.5		0.5	EU	{EUなし参照}
西洋なし マルメロ びわ	0.5	0.5 0.05 0.05		0.5	EU	{0.02-0.17(n=10) (EUなし)}
もも ネクタリン		0.02 0.02				
あんず(アブリコットを含む)		0.02				
すもも(ブルーンを含む) うめ おうとう(チェリーを含む)		0.02 0.02 0.02				
いちご ラズベリー ブラックベリー ブルーベリー クランベリー ハuckleベリー その他のベリー類果実	1	1 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02	○			0.40,0.44/ 0.49,0.32/ 0.27,0.14
ぶどう かき	1	1 0.02		1	EU	{0.08-0.25(n=4) (EUぶどう)}
バナナ キウイ パパイヤ アボカド パイナップル グアバ マンゴー パッションフルーツ なつめやし		0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02				

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他の果実		0.02				
ひまわりの種子		0.02				
ごまの種子		0.02				
べにばなの種子		0.02				
綿実		0.2				
なたね		0.02				
その他のオイルシード		0.02				
ぎんなん		0.02				
くり		0.02				
ペカン		0.02				
アーモンド		0.02				
くるみ		0.02				
その他のナッツ類		0.02				
茶	10	10	○			4.44,4.55/ 2.82,1.88(荒茶) 0.02,0.02/ <0.02,<0.02(没出液)
コーヒー豆		0.02				
カカオ豆		0.02				
ホップ		0.02				
その他のスパイス	3	0.3	○			0.661,0.76/ 1.22,1.08(みかんの果 皮)
その他のハーブ		0.02				
牛の筋肉	0.1	0.01				推:0.046 (牛の筋肉参照)
豚の筋肉	0.1	0.01				推:0.046 (牛の筋肉参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.1	0.01				推:0.046 (牛の筋肉参照)
牛の脂肪	0.3	1		1	オーストラリア	推:0.18 (牛の脂肪参照)
豚の脂肪	0.3	1		1	オーストラリア	推:0.18 (牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.3	1		1	オーストラリア	推:0.18 (牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.02	0.01		0.01	オーストラリア	推:0.011 (牛の肝臓参照)
豚の肝臓	0.02	0.01		0.01	オーストラリア	推:0.011 (牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.01		0.01	オーストラリア	推:0.011 (牛の肝臓参照)
牛の腎臓	0.01	0.01		0.01	オーストラリア	推:0.006 (牛の腎臓参照)
豚の腎臓	0.01	0.01		0.01	オーストラリア	推:0.006 (牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01		0.01	オーストラリア	推:0.006 (牛の腎臓参照)
牛の食用部分	0.02	0.01		0.01	オーストラリア	推:0.0097 (鶏の腎臓参照)
豚の食用部分	0.02	0.01		0.01	オーストラリア	推:0.0097 (鶏の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部	0.02	0.01		0.01	オーストラリア	推:0.0097 (鶏の腎臓参照)
乳	0.05	0.2		0.2	オーストラリア	推:0.024 (鶏の卵参照)
鶏の筋肉	0.01	0.01				推:0.0033 (鶏の筋肉参照)
その他の家禽の筋肉	0.01	0.01				推:0.0033 (鶏の筋肉参照)
鶏の脂肪	0.2	1		1	オーストラリア	推:0.151 (鶏の脂肪参照)
その他の家禽の脂肪	0.2	1		1	オーストラリア	推:0.151 (鶏の脂肪参照)
鶏の肝臓	0.03	0.01		0.01	オーストラリア	推:0.022 (鶏の肝臓参照)
その他の家禽の肝臓	0.03	0.01		0.01	オーストラリア	推:0.022 (鶏の肝臓参照)
鶏の腎臓	0.02	0.01		0.01	オーストラリア	推:0.0097 (鶏の腎臓参照)
その他の家禽の腎臓	0.02	0.01		0.01	オーストラリア	推:0.0097 (鶏の腎臓参照)
鶏の食用部分	0.03	0.01		0.01	オーストラリア	推:0.012 (鶏の卵参照)
その他の家禽の食用部分	0.03	0.01		0.01	オーストラリア	推:0.012 (鶏の卵参照)
鶏の卵	0.3	0.05		0.05	オーストラリア	推:0.12 (鶏の卵参照)
その他の家禽の卵	0.3	0.05		0.05	オーストラリア	推:0.12 (鶏の卵参照)

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 (H)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。
 (S)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

ルフェエロン

食品名	残留基準値 ppm
どっちごし	0.05
大豆	0.05
かんしよ	0.02
てんさい	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	3
はくさい	1
キャベツ	0.7
芽キャベツ	0.5
ブロッコリー	2
レタス	1
ねぎ(リーキを含む)	2
わけぎ	1
トマト	0.5
ピーマン	1
なす	0.5
その他のなす科野菜(注1)	0.5
きゅうり(カーキンを含む)	0.3
えだまめ	3
みかん	0.02
なつみかんの果実全体	0.3
レモン	0.3
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.3
グレープフルーツ	0.3
ライム	0.3
その他のかんきつ類果実(注2)	0.3
りんご	0.7
日本なし	0.5
西洋なし	0.5
いちご	1
ぶどう	1
茶	10
その他のスパイス(注3)	3
牛の筋肉	0.1
豚の筋肉	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉(注4)	0.1
牛の脂肪	0.3
豚の脂肪	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.3
牛の肝臓	0.02
豚の肝臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分	0.02
豚の食用部分	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分(注5)	0.02
乳	0.05
鶏の筋肉	0.01
その他の家禽の筋肉(注6)	0.01
鶏の脂肪	0.2
その他の家禽の脂肪	0.2
鶏の肝臓	0.03
その他の家禽の肝臓	0.03
鶏の腎臓	0.02
その他の家禽の腎臓	0.02
鶏の食用部分	0.03
その他の家禽の食用部分	0.03
鶏の卵	0.3
その他の家禽の卵	0.3

注1)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注2)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注3)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注4)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注5)「食用部分」とは、は、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注6)「その他の家禽」とは、家禽のうち、鶏以外のものをいう。

※ マルメロ、びわについては、現行基準が削除される。

クロメプロップ (Clomeprop)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	魚介類への基準設定の要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/除草剤										
作用機構	フェノキシ酸系除草剤 根部、茎葉基部及び茎葉部から吸収された後、オーキシンの植物ホルモン作用を示し、雑草の正常なホルモン作用を攪乱することによって枯死させると考えられている。										
適用作物/適用雑草等	水稻/水田一年生雑草等										
我が国の登録状況	米に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 諸外国においても残留基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.0062 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験(ラット・混餌) 無毒性量 0.62 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:クロメプロップ本体(ただし、水産物にあつては、クロメプロップ及び代謝物Bをクロメプロップに換算したものの和とする。)										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="414 957 1008 1141"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>9.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>15.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>9.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>9.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI:理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	9.7	幼小児(1~6歳)	15.1	妊婦	9.0	高齢者(65歳以上)	9.5
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	9.7										
幼小児(1~6歳)	15.1										
妊婦	9.0										
高齢者(65歳以上)	9.5										
意見聴取の状況	平成22年3月9日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名

クロメプロップ

(別紙1)

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.02	0.1	○			<0.005, <0.005 (#)
魚介類	0.3					推:0.24

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 (#)これらの作物残留試験は、申請の適用範囲内で試験が行われていない。
 「作物残留試験」欄に「推:」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

(別紙2)

答申(案)

クロメプロップ

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	0.02
魚介類	0.3

※今回残留基準を設定するクロメプロップとは、水産物にあっては、クロメプロップ及び代謝物B[2-(2,4-ジクロロ-m-トリルオキシ)プロピオン酸]をクロメプロップ含量に換算したものの和をいい、その他の食品にあってはクロメプロップのみをいう。